

## デジタルで健康長寿大作戦!! 「<sup>こうれいしや</sup>きらり☆光齡者教室」

町ではICT機器(※)を活用した介護予防事業に取り組んでいます。タブレット端末を使い会場(健康センター)と自宅を結び介護予防に資する教室の開催や、自宅でもタブレット端末を活用し介護予防に取り組んでいただくような内容となっています。回数は8~10回のシリーズで、時期は①6月~7月頃、②冬期間に予定しています。近くなりましたら回覧等でお知らせいたしますので、新しいことへチャレンジしたい方、関心のある方等、ぜひご参加ください。また、地区やサロンに出向いての教室も行いますので下記までお問い合わせください。

※ICT機器…ICTは情報通信技術のことで、ICT機器とはパソコン、携帯電話、タブレット端末などを指します。

### 【参加された方々の感想】

教室に参加することが  
外出や健康づくりの  
きっかけとなった

タブレットを使う事に  
だんだん不安がなくなり、  
使いこなせるように  
なりたいと思った

自宅でもタブレットで  
趣味に関する動画を見たり、  
栄養チェック機能で  
食事のカロリー計算を  
したりと活用できた。



令和5年度冬期間のコースに参加されたみなさん

○お問い合わせ 地域包括支援センター(内線601)

## 民生児童委員の活動にご理解とご協力を

最上町民生児童委員協議会は、常に住民の立場に立ち、「地域住民の身近な相談相手」であるとともに、「支援へのつなぎ役」であることを心がけ活動しています。昨年は、コロナ禍で思うように活動ができなかったが、地域の皆さんが安心して暮らせる一助となるべく、委員一同、社会福祉の増進に努めていきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

最上町民生児童委員協議会 会長 二戸 正子

1. 月1回の定例会を開催し、スキルアップのための研修の充実を図ります。  
委員同士の情報交換、関係機関との連携、行政への意見具申を強化していきます。
2. 訪問活動を通じた地域の実態把握や、相談・助言を行います。  
住民の皆さんの声に耳を傾け、寄り添っていきます。
3. 地域住民の防災意識を高める活動に協力します。  
高齢者や障がい者等の支援が必要な人を皆で支え合える地域社会づくりを進めます。

### 【住民の立場に立って、まちの福祉を担うボランティアです】

民生委員・児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣、県、町から委嘱された無報酬のボランティアです。報酬はありませんがガソリン代等の活動費が支給されています。

### 【常に住民に寄り添って、様々な相談に応じます】

地域に暮らす身近な相談相手として、生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などいつでもご相談ください。

### 【安心してご相談ください】

民生委員・児童委員には民生委員法に定められた守秘義務があり、相談内容が他の人に伝わることはありません。

民生児童委員とは

## 後期高齢者医療保険料の保険料率等が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計を基に、2年ごとに見直しを行っています。また、令和6・7年度の保険料率は、現役世代の負担増を抑制するため、制度改正の内容も踏まえて見直しを行うこととなりました。

なお、一定以下の所得の方等については激変緩和措置が講じられます。改定される保険料率及び保険料の賦課限度額は、次のとおりです。

### 保険料率(令和4・5年度 → 令和6・7年度)

▽所得割率 8.80% → 9.43%  
(所得に応じて負担していただく分を算定する際の率)

※ただし、年金収入153万円~211万円相当の方は、8.68%(令和6年度のみ)

▽均等割額 4万3100円 → 4万7600円  
(加入者が公平に負担していただく分)

### 保険料の賦課限度額(令和6年度以降)

▽賦課限度額 66万円 → 80万円

※ただし、昭和24年3月31日以前に生まれた方等は、73万円(令和6年度のみ)



制度改正の内容や保険料率等の詳細は、7月に保険料額決定通知書とともに送付されるリーフレットに記載されます。

○お問い合わせ 山形県後期高齢者医療広域連合 TEL 0237-84-7100  
最上町健康福祉課 医療介護保険室(内線609)

### 介護保険よりお知らせ

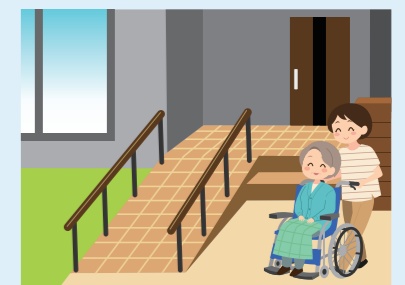
## ご存知ですか? 「住宅改修費支給制度」

介護保険では、要支援・要介護の認定を受けた被保険者がご自宅で生活しやすくするためのサービスとして、心身の状況や住宅の状況等から小規模な住宅改修が必要であると町(保険者)が認めた場合、実際に住民登録し居住をしている住宅についてのみ改修費用を支給しています。

事前申請が必要となり、1住宅につき改修に要した費用の補助対象上限額は20万円です。例えば、20万円の住宅改修工事をされた場合、負担割合が1割の方は支給額が18万円(9割)、負担割合が2割の方は16万円(8割)、負担割合が3割の方は14万円(7割)で、利用者の自己負担が2万円(1割)、4万円(2割)、6万円(3割)となります。なお新築・増築の場合、また改修後の申請は支給対象となりませんのでご注意ください。

### 対象となる住宅改修の種類

1. 廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すり設置
2. 段差の解消のためのスロープ設置など
3. 滑り防止などのための床または通路面の材料の変更
4. 引き戸などへの扉の取り替えなど
5. 洋式便器などへの便器の取り替え
6. 上記(1~5)の改修にともなって必要となる工事



○お問い合わせ  
医療介護保険室(内線604)